

令和 8 年 4 月 1 5 日

第 4 回 新戦略策定のための資産運用立国推進分科会 御中

T K C 全国会  
会長 坂本 孝司

## ご提案：「決済の高度化」に関連して

利用者の新たなニーズに対応したサービスを、安全かつ円滑に利用できる「新たな決済システム」の実現を政府が目指していることに大いに期待しています。その上で、日本の全法人の 9 割に参与している税理士の立場から、事業者にとって本システムがどのような点で有益となるのか、という観点から意見を述べさせていただきます。

第 1 回分科会でご報告した通り、日本の全法人約 300 万件のうち、売上高 6 億円以下の法人は約 276 万件と、全体の 92%を占めています。このようなボリュームゾーンを念頭に置いて、これらの事業者にとって本システムが、実際に使えるものとなることが重要です。

そのためには、本システムが、「事業者の業務のデジタル化」に資するものであることが不可欠であり、具体的には、国税庁が公表した別添資料『税務行政のデジタル・トランスフォーメーション - 税務行政の将来像 2023 - 』（2023 年 6 月 23 日 国税庁 27 頁）に示されている内容が、理想とすべき姿であると考えます。これらが実現することにより、事業者にとって、自社の業績管理に資すること、経理業務の合理化につながること、に加え、タックス・コンプライアンスの確保にも貢献するものと期待されます。

つきましては、上記、 を実現するため、以下の 2 点についてご提案いたします。

ご提案 1 . 日本におけるデジタルインボイスの義務化を含めた制度的な後押し

事業者による「適時に、正確な記帳（入力）」は、正確な会計情報を把握する上で重要であり、その正確性を確保する上で、改ざんができないデジタルインボイスは有効です。既に EU 諸国では、デジタルインボイスの導入が広く進み相当程度義務化されてきています。

一方、日本では、事業者のデジタル化が急務であるにもかかわらず、現状、Peppol（デジタル庁が定めた日本仕様のデジタルインボイス）の普及を民間に委ねている等、このままでは、日本がいわゆるデジタル敗戦国となりかねないとの危機感を抱いています。

そのため、日本におけるデジタルインボイスの義務化を含めた制度的な後押しが急務であると考えます。参考：『諸外国におけるデジタルインボイス(e-invoice)制度調査報告書』（2024 年 12 月 EIPA 33-36 頁）

ご提案 2 . 決済システムの統一とデータレイアウトの法制化

事業者が日常的に行う請求業務等に係るインボイス情報を決済データと紐づけ、取引先事業者へ当該データを提供することができれば、会計帳簿への記帳（入力）における入金消込作業が自動化できる等事業者は大きなメリットを享受できます。

その実現にあたっては、従来の「ZEDI（全銀 EDI システム）」等が、なぜ普及しなかったのかという点を踏まえ、金融機関毎に異なるインターネットバンキングに対して事業者が利用している会計システムが個別にアクセスして決済データを取得するのではなく、新たな決済システムから法制化されたデータレイアウトに基づき決済データを取得できるようにすることで、社会全体としてのコスト抑制と利便性向上を図ることができると考えます。

以上